

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は住民基本台帳事務における特定個人情報事務ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

墨田区長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属するものの請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)2 住民基本台帳ネットワークシステム ※ 後述の「2.特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。3 団体内統合宛名システム4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
①住民基本台帳ファイル ②本人確認情報ファイル ③送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

<p>法令上の根拠</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令」における情報提供の根拠) 第二条表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八項に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令)における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>区民部窓口課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>窓口課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>墨田区区民部窓口課庶務係、住民異動係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6100,03-5608-6102</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>墨田区区民部窓口課庶務係、住民異動係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6100,03-5608-6102</p>

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[特に力を入れている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	法改正に伴う変更
平成30年6月8日	対象人数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月8日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付け
令和1年6月18日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。
令和1年6月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続にお	事後	省令の施行(平成29年6月1日)による記載変更
令和1年12月13日	I-3 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更
令和1年12月13日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	墨田区区民部窓口課庶務係、住民異動係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
令和1年12月13日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事
令和1年12月13日	I-3 法令上の根拠	・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の提供)	・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付け
令和2年6月11日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	1) 発生あり	2) 発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過
令和2年6月11日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続にお	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続にお	事後	
令和2年6月11日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	
令和2年6月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和2年6月11日	対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月10日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年5月28日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年5月28日時点	事後	
令和4年3月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付け
令和4年6月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人	事後	
令和4年6月16日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月28日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月28日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年6月26日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年5月26日時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年5月26日時点	事後	
令和6年9月18日	対象人数 いつの時点の計数か	令和5年5月26日時点	令和6年5月26日時点	事後	
令和6年9月18日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月26日時点	令和6年5月26日時点	事後	
	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。
	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「第四欄」(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第50条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3(別表第2における情報照会の根拠)	及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令 (「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令」における情報提供の根拠) 第二十条第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用法特定個人情報の提供に関する命令」における情報照会の根拠)	事後	
	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	